

平成31年度（2019年度）

事業計画書

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会

平成31年度（2019年度）

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会「事業計画」

～「みんなで育て 生きづき根ざす 福祉のまち瑞穂」

の実現に向けて～

<基本方針>

第2次瑞穂市地域福祉活動計画に基づき、住民の地域力を育てながら協働して、地域で自分らしく安全で安心して暮らせるように地域福祉を推進し、福祉事業の一層の充実を図る。

<重点事業>

1 地域の支え合い体制の推進

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくために、地域における支え合いを推進し、その体制整備を地域住民とともに推し進めていく。

- ・第2層協議体（小学校区地域支え合い推進会議）設置地区において、地域の特性や実情を把握し、第2層協議体を中心とした地域住民とともに、地域の支え合い体制の整備及び推進を行う。
- ・第2層協議体未設置地区において、地域住民の理解を得るための啓発活動を実施し、第2層協議体設置に向けての支援を行う。
- ・地域におけるつながりづくりや支え合い活動に寄与すべく、出張サロンの実施や、生活支援ボランティア養成講座、集いの場ボランティア講座等の各種ボランティア養成講座を開催する。

2 福祉総合相談センター事業の充実

- ・子どもの学習・生活支援事業及び子ども食堂を通じた居場所づくりの支援体制の充実を図る。
- ・司法と福祉の横断的連携体制を構築する。
- ・無料職業紹介事業を活かし、生活困窮者に対するワンストップ型の包括的な相談支援体制を充実する。

<事業計画>

1 地域福祉事業

(1) 地域の支え合い体制の推進

①第1層協議体（瑞穂市地域支え合い推進会議）の運営（市受託金・会費事業）

- ・協議体の運営（委員委嘱、会の招集・開催、調整等）
- ・昨年度実施した調査結果の報告、結果の活用（地域の活動、資源等）
- ・生活支援ボランティア団体の側面的支援（会費事業）
- ・地域での支え合い講演会・活動報告
- ・先進地域への視察、事例検討
- ・第2層協議体との意見交換・緊密な連携
- ・小学校区での生活支援ボランティア養成講座の開催・担い手の養成

②第2層協議体（小学校区地域支え合い推進会議）の運営支援（市補助金・会費事業）

- ・地域福祉懇談会・説明会の開催
- ・設置地区の支援
- ・未設置地区への啓発、支援
- ・第2層協議体の運営支援、地域支え合い推進会議開催支援
- ・第1層協議体との連携

③地区社協の構築に向けた検討・調整（会費事業）

④福祉協力員の普及・啓発（会費事業）

- ・見守り体制の再構築
- ・研修会の開催
- ・地域での連携に関する支援
- ・第2層協議体での活動を見据えた検討・移行支援

⑤買い物等支援事業（会費事業・共同募金配分金事業）

- ・実施地区・関係団体との連携、運営会議の開催

⑥ふれあい・いきいきサロン（会費事業・共同募金配分金事業）

- ・運営支援
- ・研修会の実施（交流会・代表者連絡会）

⑦地域のつながりづくりの推進（会費事業・共同募金配分金事業）

- ・出張サロンの開催（会費事業）
- ・つどいの場ボランティア講座の開催（共同募金配分金事業）

(2) 貸出事業（会費事業）

市内の事業所と連携を図るなど、市民への周知を徹底し、より多くの人
の利用・活用を促す。

①福祉機器の貸出

- ・車いす、歩行器、四点杖の貸出（貸出期間により有料）

②福祉車両の貸出

- ・特殊車両の貸出（燃料費実費負担）

③備品貸出

- ・高齢者疑似体験セットやレクリエーション等の福祉関係備品の貸出

(3) 地域福祉活動計画（会費事業）

- ・計画の進捗状況の管理
- ・適宜、見直しにおける委員会の開催

(4) 福祉活動専門員の設置（市補助金事業）

地域組織化活動に主体的に関わる専門職（コーディネーター）を配置する。

(5) 福祉センター（瑞穂市総合センター内）事業

福祉センターの一部管理・運営補助を行う。

2 高齢者福祉事業

(1) 介護者家族の会の活動支援・強化（補助支援事業）

介護者同士のネットワークの構築や介護に関する理解を深めるための学習やリフレッシュの場として結成運営されている「介護者家族の会」を側面から支援する。

(2) 老人福祉センター事業（市受託金事業）

老人福祉センターの日常的な施設管理及び窓口業務等を行う。

(3) 在宅介護支援センター事業（市受託金事業）

一人暮らしの高齢者のかたに対して見守り訪問を実施し、生活状況や身体状況等の把握を行う。必要に応じ、相談の継続支援、緊急通報システムの設置に関する相談、各関係機関との連携等を行う。

(4) 地域包括支援センターの運営（もとす広域連合受託金事業 包括的支援事業）

①総合相談・支援事業

地域住民の多様な相談に応じて対応できるよう、情報収集や情報提供等、関係機関と連携して対応する。

- ・高齢者の相談支援や実態把握
- ・「シルバー便利帳」の発行

②権利擁護事業

権利擁護に関する啓発活動を行いながら、複雑化する相談に対応していく。

- ・高齢者虐待・消費者被害の防止及び関係機関との連携による早期対応
- ・判断能力を欠く状況にある人への対応

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

介護支援専門員への支援を通して、瑞穂市民の自立に向けた支援を目指す。

- ・みずほケアマネサロンの開催
- ・介護支援専門員への個別的な支援や相談

④地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を通して、地域課題の抽出、自立支援に必要なサービスの提案、介護支援専門員の資質の向上等につながるように支援する。

- ・小地域ケア会議：定期開催のほか、地域からの相談に応じて開催

⑤在宅医療・介護連携の推進（瑞穂市・医師会協働事業）

医療や介護が必要な方が地域で暮らし続けられる地域としていくために、地域住民へ「自助・互助・共助」の視点を広めつつ、医療介護関係者の多職種連携を図っていく。

- ・在宅医療連携推進のための啓発（瑞穂市・社協共催事業）
- ・多職種連携のための研修会の開催（瑞穂市・社協共催事業）
- ・地域在宅医療連携コーディネーターとの連携

⑥生活支援サービスの体制整備

地域住民による支え合いの活動のための「生活支援体制」の構築のため、生活支援コーディネーターと連携し活動していく。

⑦介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者や要支援認定者の自立に向けて支援を行う。

- ・第1号介護予防支援事業等
- ・指定介護予防支援

⑧介護予防体制の充実

介護予防の取り組みを地域へ広げるため、啓発活動や住民主体の活動への支援等を行う。

- ・地域団体への出前講座の開催
- ・地域包括支援センターだよりの作成（年6回発行予定）
- ・介護予防活動を推進する団体の情報の把握
- ・介護予防活動団体補助金の交付
- ・みずほ生き活きサポーター養成講座の開催
- ・みずほ生き活きサポータースキルアップ研修（毎月）
- ・みずほ生き活きサポーターの活動支援（くつろぎカフェ等）

(5) 認知症施策の推進（市受託金事業）

①認知症予防や認知症の人を支えるための活動の推進

認知症の人や家族が安心して暮らすことのできる瑞穂市にしていくために、地域住民や医療介護関係機関と連携しながら活動を推進する。

- ・認知症地域支援推進員の配置
- ・認知症になってもあんしんまちづくり協議会及びワーキンググループの開催
- ・みんなずっとほっと隊の開催（年3回）
- ・認知症サポーター・認知症キッズサポーター養成講座の開催
- ・RUN伴+（PLUS）みずほの開催
- ・認知症カフェの充実のための支援
- ・認知症対応能力向上研修の開催
- ・認知症ケアパスの作成
- ・認知症及び認知症予防に関する啓発活動

②認知症初期集中支援チームの設置

3 障がい者福祉事業

(1) 障がい者への支援

①すこやかクラブ（精神障がい者サロン）の開催（会費事業）

精神障がい者の仲間づくりや社会参加を促進するため、関係機関・ボランティアグループとの協力により精神障がい者のつどいの場「すこやかクラブ」を実施する。参加者の増員を図るよう啓発する。（月2回開催）

※ すこやかクラブ運営委員会により、運営方法等についての検討を行い事業運営の改善を図る。（年2回）

②精神保健福祉ボランティア養成講座（共同募金配分金事業）

(2) 障がい者家族への支援

①あおぞら会（当事者と家族）への支援（補助支援事業）

知的障がい者、精神障がい者及び発達障がい者とその家族のネットワークの構築や障がい者への理解を深め、協力を得るために運営されている「あおぞら会」に情報提供等の側面支援を行う。

②福祉作業所保護者会への支援（補助支援事業）

- ・障がい者とその家族の活動を支援する。
- ・家族会及び保護者組織の育成を図るため、情報の収集と提供を行う。

(3) 障がいへの理解の促進

あい♥愛マーケットの開催（会費事業）

瑞穂市総合センターで、豊住園、すみれの家及びボランティア団体の製品

を販売することで、障がいへの理解、障がい者へのサポートのあり方やボランティア活動への関心を深める。(毎月2回開催)

(4) 多機能型障害福祉サービス事業(生活介護・就労継続支援B型)の経営(自己財源・市補助金事業)

(「福祉作業所豊住園」・「福祉作業所すみれの家」の経営)

両作業所の連携を強化し、利用者の自立と障がい者の社会参加の促進を図ることにより施設の安定した経営を目指す。

- ・利用者の送迎の実施
- ・瑞穂市総合センター、市役所等における作業所商品の販売拡充を行い市民へのPRを行うとともに、商品開発につなげる。
- ・利用者及び家族からの相談等を通じて「地域福祉の課題」の一層の把握に努める。

4 児童福祉事業

(1) 子育てボランティア養成講座の開催(会費事業)

市内の保育所や子育て支援センター等より要請があったボランティア活動に対して、子育てのボランティア活動ができるかたを養成する。

(2) ホリパパサロン(子育てサロン)の開設(隔月)(共同募金配分金事業)

講座にて養成した子育てサポーター・関係機関等の協力により、父親に子育てに関心を持ってもらい仲間づくりができるよう、乳幼児の父親を対象としたサロンを開設する。

5 福祉総合相談支援事業

(1) 心配ごと相談事業(市受託金事業)

- | | | |
|---------------|---------|------|
| ・心配ごと相談 | 民生・児童委員 | 毎週1回 |
| ・無料法律相談 | 弁護士 | 月4回 |
| ・人権相談 | 人権相談員 | 月1回 |
| ・行政相談 | 行政相談員 | 月1回 |
| ・女性のための無料法律相談 | 女性弁護士 | 月1回 |

(2) 生活困窮者自立支援事業(市受託金事業)

- ・生活困窮者自立支援法の新たな改正に伴い、従来の自立支援相談事業に加え、将来的に必須化となる家計相談支援事業及び就労準備支援事業の一体的実施に備えて、自立相談支援事業の全市的な周知・啓発に努める。
- ・自治体関係部局を始め、多職種・他機関と協議・情報共有を行う会議体を構築し、支援対象者に対する他の福祉サービスや地域資源を活用した

相互補完的・継続的支援の推進を図る。

(3) みずほしごとの森（会費事業・市受託金事業）

- ・ 県内初の無料職業紹介事業の機能を活かし、市内在住の生活困窮者に対するワンストップ型の就労支援を実践する。
- ・ 商工会を中心として、市内を対象とする企業・団体と広域的な連携を図り、個別の環境に合わせた就労支援モデルを構築することで、企業に適切な人材を供給し、生活困窮者の定着就労と地元企業の安定雇用の実現を目指す。

(4) 家計相談支援事業（市受託金事業）

- ・ 家計管理に課題を抱える生活困窮者に対し、生活の再生に向けた意欲を引き出し、必要な情報提供及び専門的な指導、助言を行う。
- ・ 弁護士等の司法機関及び福祉資金等の貸付機関と連携を図り、権利擁護を通じた家計の正常化と自立支援を実践する。

(5) 子どもの学習・生活支援事業（市受託金事業）

- ・ 経済的困窮家庭に対して、定期的に無料の学習機会の提供、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施することで、貧困の連鎖を防止する。
- ・ 福祉・教育機関と情報を共有し、個別性に合わせた環境配慮と個別支援を通じた関係機関とのネットワーク形成を図る。

(6) みずほわくわくスクール（会費事業・県社協補助金事業）

- ・ 経済的困窮に留まらない制度の狭間で社会的・地域的孤立に陥った子ども・若者のワンストップ型の社会的居場所を構築する。
- ・ 多様な課題に合わせた個別対応型支援モデルに向けて、みずほ子ども・若者居場所づくりプロジェクト委員会と連動して実施する。
- ・ まちづくり関係機関と協働し、新たな地域課題の発見・社会資源の開拓・担い手の発掘・養成に取り組む。

(7) みずほ子ども・若者居場所づくりプロジェクト委員会（会費事業）

- ・ 様々な社会的・家庭的事情で孤立し、居場所が必要な子ども・若者の社会的居場所の構築のために、福祉・教育に留まらない多職種・多機関とネットワークを形成し、個別の環境に合わせた包括的な支援体制に関する研究及び啓発事業を実施する。

(8) 子ども食堂（県社協補助金事業・会費事業）

- ・ 地域のボランティア等が子どもの孤立・孤食の解消のために無料で食育

や団らん、地域における居場所確保の機会を提供することを目的に、月1回定期的に実施する。

(9) 瑞穂法律相談センター（会費事業）

- ・日本司法支援センター岐阜地方事務所（法テラス岐阜）と連携し、経済的な事情で法的サービスが受けられない対象者に対し、月に2回定期的に無料の法律相談機会を提供する。
- ・地域・司法・福祉による連携ネットワークを構築し、司法トラブルの早期発見・早期解決の実現を目指す。

(10) 岐阜県弁護士会 相談連携事業（会費事業）

- ・岐阜県弁護士会貧困と人権に関する委員会と連携協定を結び、月に1回定期的に生活困窮者の自立相談支援事業の窓口で弁護士の派遣を要請する。
- ・福祉従事者を対象にした法的相談機会を構築し、個別案件の早期発見及び解決能力の向上等、福祉従事者のマネジメント力の向上を目指す。

(11) 日常生活自立支援事業（県社協受託金事業・利用料）

認知症高齢者、知的障がい者等に福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭管理等の支援を実施する。

(12) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託金事業）

低所得者・障がい者等に対して貸付を実施し、自立した生活を支援する。

(13) 生活一時金貸付事業（会費事業）

緊急的な一時的貸付の実施（10,000円を限度とする。）、自立に向けた生活支援等の指導をする。

(14) 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス費）

サービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施する。

市内の障がいのある方が、自立した生活が送れるよう福祉サービスのサポート並びに支援を行う。

(15) 緊急食糧等支援事業（会費事業）

離職等の理由により生活が窮迫状態となり、健康被害が生じるおそれのある者に対して、一時的に食料等の生活に必要な現物を提供し、窮迫状態の改善と自立に向けた繋ぎ支援を図る。

(16) 成年後見制度利用支援機関設置準備委員会

- ・ 2021年度成年後見制度利用支援機関の設置義務化に向けて市担当課と連携し、準備委員会を開催する。
- ・ 3士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）及び他の従事者と連携し、市長申立て等の運用や個別事例の協議・検討を行い、成年後見制度を始めとした権利擁護サービスの円滑な利用や相談機能の強化に努める。

6 ボランティアセンター事業

(1) ボランティア活動の推進

①ボランティアコーディネーターの設置（市補助金事業・会費事業）

ボランティアセンターを運営し、市民団体等のニーズ把握やボランティア活動の相談援助、連絡調整、意識啓発等の支援を行う。

②ボランティア登録及びボランティア活動保険への加入促進（会費事業）

ボランティアの推進及び活動保険への加入促進を図る。

③ボランティア情報紙の発行（会費事業）

社協機関紙「あい♥愛」に合わせ、ボランティア活動報告、ボランティア募集などを掲載し、ボランティア活動者の拡大を図る。

④はじめてのボランティア講座の開催（会費事業）

ボランティア活動の新たな担い手を育成する。

⑤子どもボランティア体験（会費事業）

ボランティアを体験する機会を提供することにより、幼少時から福祉やボランティアへの関心を高める。

⑥ボランティア連絡会の開催（共同募金配分金事業）

⑦岐阜県ボランティア・市民活動フェスティバルへの参加（会費事業）

ボランティアに対し学習と交流の機会を提供し、ボランティア同士の連携強化と活動の発展を目指す。

(2) 災害時の支援体制の仕組みづくり

①災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催（会費事業）

センター運営支援に携わることができる人材を養成する。

②災害ボランティア連絡会の開催（会費事業）

災害ボランティアの組織化に向け、定期的集い学習する場を提供する。

③災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施（会費事業）

センターの設置及び運営訓練を重ねることにより、課題や問題を明らかにし、センターの充実を図る。

④災害ボランティアセンター用備品の整備・管理（共同募金配分金事業）

災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な資機材を整備する。

⑤災害ボランティア連絡協議会の開催（会費事業）

関係機関と連携し、災害ボランティアセンターの役割の確認及び設置・

運営に関しての協議を行う。

(3) 福祉教育の充実

①福祉学習授業支援（共同募金配分金事業）

小、中学校、大学等に対し福祉教育授業を支援し、福祉に関する意識啓発を行う。

②福祉教育モデル事業の実施（会費事業）

学校と自治会、民生委員等が協働して推進する福祉教育を実践する。

③福祉協力校の指定に関する検討（会費事業）

7 広報・調査研究活動事業

(1) 社協だよりの発行 隔月発行（会費事業）

社協の機関誌として、「社協だより『あい♥愛』」を隔月（偶数月）に発行し、内容の充実を図り、親しまれる機関誌とする。

(2) ホームページ等の充実（会費事業）

ホームページ等により、福祉に関する情報提供をタイムリーに分かりやすく伝えていく。

(3) 第8回みずほ福祉フェスティバルの開催（共同募金配分金事業・会費事業）

市民の交流、出会いの場、市民同士の顔が見えるつながりづくりの場とし、市民自らが福祉を考える機会やボランティア活動などを始めるきっかけとなるよう開催する。（6月9日（日）開催）

8 共同募金活動の実施

(1) 共同募金活動の実施（共同募金配分金事業）

毎年10月1日～12月31日（募金額一世帯600円を目安）

共同募金について、事業の主旨、内容、必要性を周知し、地域住民のかたに理解を深めていただき、募金活動を実施する。

(2) 歳末たすけあい募金配分事業（共同募金配分金事業・会費事業）

・ボランティア団体、NPO法人が地域福祉の向上を目的として実施する事業に対し助成する。（共同募金配分金事業）

・歳末たすけあい募金配分委員会の開催（会費事業）

9 法人運営・組織基盤強化

(1) 会員会費の徴収（会費事業）

会費について、社協の存在意義、事業内容を説明し、その必要性を広く市民に周知し、理解を深める。

今後の事業等及び経営の安定について調査研究を行い、転入者などへのPRを積極的に行う。

一般会員1,000円、賛助会員5,000円

(2) 役員研修の実施（会費事業）

今後の社協活動を充実させるため、先進的な取り組みや活動を知る機会となるよう研修を行う。

①福祉のまちづくり研修の開催 年1回

②先進地視察研修の開催 年1回

(3) 理事会、監事会、評議員会の開催（会費事業）

(4) 表彰状、感謝状の授与

地域の福祉にご尽力された個人や団体に対して表彰状、感謝状を授与する。

(5) 職員研修の実施（会費事業）

職員のスキルアップ・資質向上を目指し、全体研修を実施する。

(6) 人事評価の実施

職員の主体性を促進し、効果的な人材育成や組織力を強化するため人事評価を実施する。

(7) 苦情対応が迅速にできる基盤の充実

苦情内容等を分析し、その問題点を共有することにより全体的な課題として改善に結びつける。

福祉のサービスに対する利用者からの苦情に対して、迅速に対応できるようにするとともに、第三者委員、担当職員の資質向上等を図る。

(8) 各福祉施設・関係機関・民間企業等との連携

各福祉施設・関係機関・民間企業等と連携し、必要に応じて協働・協調して事業を行っていく。また、交流を深める中で、社協の存在意義をPRするとともに情報交換を図る。

平成31年度（2019年度） 福祉作業所豊住園「事業計画」

<施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

<事業内容>

1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性と能力に応じた職業訓練や生活支援を行い、障がい者の自立自助に必要な基礎力を育て、社会参加への適応力を養う。

具体的目標

「明るく、やさしく、たくましく」を基本に、日常的な次の生活目標を実践していく。

・「仕事はしっかりやろう！」

……………職業意識・経済的自活の精神を養い育てる活動

・「自分の力でできるようにしよう！」

……………自立自助（セルフ）の精神・社会参加への意欲や適応力を養い育てる活動

・「やさしい言葉をかけ合おう！」

……………自治・協調性を養い育てる活動

2 基本の方針

「やれば出来る」を合言葉に、誰しものが限界は無く「変化・成長する可能性を無限に持っている」という視点に立った活動を行う。

・個々の希望・目標（個別支援計画）に沿った活動を実施し、支援を行う。

- ・一人ひとりの個性を大切にし、その能力（障がいの程度等）に応じた展望のある支援の活動を行う（職員の姿勢として見守りの支援に重点を置く）。
- ・社会参加の場であることと、生活支援（自活に必要な基礎力や基本的な生活習慣等）を重視し、日常的なあらゆる場面をその機会とした活動を行う。
- ・自主・自治の活動を重視し、共に生きる方向を大切にする活動を行う。
- ・交流活動（保育園・小中学校・地域・ボランティア・他施設など）や、体験実習（公共施設の利用）など社会参加の活動を行う。
- ・職員の力量向上を目指し、日常的な学習や職員研修・他施設職員との交流などを行う。

<事業計画>

1 生活介護事業

(1) 作業支援

- ・展望をもち、個々の作業能力を引き出す支援を行う。
- ・作業所の将来を視野に入れて、「働く」ことを主体とした事業活動を行う。

①受託作業

○紙袋の仕上げ作業

作業内容：紙袋の底芯入れ・折り・芯張り・穴開け・紐通し・紐結び
タック取り付け・結束・袋詰め・箱詰めなど

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・生産性の向上にむけ検討・支援を行う。
- ・作業効率・作業環境の整備⇒自助具の製作など。

○リサイクル作業

作業内容：ペットボトルのキャップ取り・ラベル剥がし・異物を取り除く。
ペットボトルを容器回収処理機(粉碎機)に投入。

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)・作業環境の整備について検討し実施する。

○軍手プリント

作業内容：安全啓発軍手ステッカー貼り付け等業務
軍手にアイロンでステッカーを貼る作業

- ・人選し、個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。
- ・作業効率(生産性の向上)について検討し実施する。

②商品製造・販売(自主製品)

○ビーズ製品

作業内容：ビーズの紐(ゴム)通し

- ・仕上げ部分(結び・キーホルダーなど)の作業工程を支援する。

○刺しゅう受注・布製品の製造

作業内容：注文を受けた図柄や文字を刺繍し、ラッピング等行う。

- ・個々の作業内容・支援内容について検討し実施する。

○各種イベントについても出店についても検討する。

あい愛マーケット(瑞穂市社会福祉協議会主催)にて販売。

月2回第2・4木曜日12:30~14:00

瑞穂市役所にて販売。(本庁舎・巢南庁舎)

月2回第1・3木曜日12:00~13:00

各地区のサロン・瑞穂大学・老人福祉施設等での販売

県社協セルフ支援センターの案内を中心に出店を検討する。

地域のイベントについても検討する。

(2) 社会参加

①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。

②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00~)

情緒安定・イベント出演などの目的とする。

③地域の方々との交流

・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。

・地域の各種イベントへ参加をする。

(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・各地区サロンなど)

・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

(10月20日第3日曜日開催予定)

・イベント出演(寸劇・歌・ダンス・ハンドベルなど)を行うことで、コミュニケーション手段とする。練習をかさねて人前で行うことで個々の自信につなげる。

・施設周辺道路のゴミ拾いなど地域の美化活動を行う。

④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入

・総会・運動会・バス旅行・保護者研修会・指導員研修会

(3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

①体操(毎日)ラジオ体操

②定期健康診断(年1回)

③看護師によるバイタルチェック 体重測定 検温 血圧測定(月1回)

④看護師を中心に・保護者・嘱託医師との連携を図る。(嘱託医師 月1回来所)

⑤昼食後の歯磨き支援

⑥ウォーキング・室内運動マシーン使用しての運動

情緒安定・生活習慣病予防・体力づくりにむけて実施

(4) 生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ①挨拶 ②排泄 ③衛生面(手洗い・歯磨き・着替え・掃除等)
・自分でできるようにひとつずつ計画的に支援していく。

2. 就労継続支援B型事業

(1) 職業支援・就労に向けて

①菓子製造・販売

- ・商品の製造工程(材料購入・計量・成形・梱包など)の中で、また、販売することで利用者本人の自覚・自信につながるよう支援して行く。
- ・工賃増額につながるような商品開発・販売方法など増収につながるよう検討する。

- (販売先：各種イベント・ふれあいフェスタ・瑞穂市役所等公共施設・あい愛マーケット・各地区のサロン・地区夏祭り・地域の企業・老人ホーム・喫茶店・)
- ・商品開発(柿製品・瑞穂市の土産となるなど)の研究、リサーチを行う。
 - ・販路の拡張・PR方法の検討をする。
 - ・「ふるさと納税お礼の品」の商品開発に積極的に取り組む。
 - ・検便の実施(全員)

(2) 社会参加

①体験実習(年4回) 自己負担(昼食代等)

公共施設を利用し、マナーを学ぶ活動をする。

映画・音楽・芸術鑑賞、観劇などの情操活動などを大切にする。

②音楽療法(毎月第3水曜日 11:00～)

情緒安定・イベント出演などの目的とする。

③地域の方々との交流

- ・保育園・小中学校・施設・各種団体などとの交流活動を大切にする。

- ・地域の各種イベントへ参加をする。

(本田校区夏祭り・本田団地仮装盆踊り大会、誠心寮ふれあい広場・みずほふれあいフェスタ・各地区サロンなど)

- ・地域の方への広報活動をする。

豊住園地域交流会「あいあい広場」

(10月20日第3日曜日開催予定)

- ・イベント出演(寸劇・歌・ダンス・ハンドベルなど)を行うことで、コミュニケーション手段とする。練習をかさねて人前で行うことで個々の自信につなげる。

④他施設との交流 岐阜県障害福祉事業所連絡会への加入

- ・総会・運動会・バス旅行・保護者研修会・職員研修会

(3) 生活支援

個々の健康面についても留意し、活動・支援を行う。

①体操(毎日)ラジオ体操

②定期健康診断(年1回)

- ③看護師によるバイタルチェック 体重測定 検温 血圧測定(月1回)
- ④健康面について保護者・主治医との連携を図る。

(4) 生活習慣

個々の現時点での能力に応じて支援を行う。

- ①挨拶 ②衛生面(手洗い・歯磨き・着替え・掃除等)
- ・衛生面等、利用者が自覚し自立した日常生活が送れるよう支援する。

(5) その他

- ①送迎(希望者のみ・自宅又は拠点送迎) 車両3台使用。

②給料支給：支給日 毎月 21日

賞与 年2回

調整工賃(4月1日から翌年3月31日の間において、
支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に
支払うものとする。)

- ・受託作業収入と販売収入の純利益(売上～諸経費を差し引いた額)
- ・個別の作業時間支給とする。(毎月収入によって変動)

平成31年度（2019年度）福祉作業所すみれの家「事業計画」

<施設の目的>

指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、及び指定就労継続支援B型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に該当利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

共に生き、共に働き、共に感じる福祉作業所を目指して、明るく和やかな雰囲気、地域に根ざした誰でも気軽に交流できる場を目指す。

<事業内容>

1 生活介護事業

自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援、創作活動又は、生産活動の機会の提供と生活能力の向上に必要な援助を行う。

2 就労継続支援事業B型

通所による就労や生産活動の機会を提供する。一般就労に必要な知識、能力が高まった利用者には、一般就労への移行に向けて支援する。

<目標及び基本方針>

1 目標

一人ひとりの個性や能力に応じた生産活動や生活の支援を行い、社会において自立自助と社会参加を目指す。

具体的目標

- ・「自分でできる力」を伸ばす。
- ・「みんなと支え合い楽しい生活」をつくる。
- ・「根気強く頑張る力」を伸ばす。
- ・「基本的生活習慣」を身につける。

2 基本の方針

事業方針として、「生産活動」「社会参加」「健康・安全」「生活習慣」の4つのことを基本に進める。

- ・生産活動や生活支援を日常的なあらゆる場面をその機会とし、支援する。
→職員間の密接な連携を図る。
- ・明るくのびのびとした環境を作り、日常生活に必要な「あいさつ」「後片付け」等ができるよう繰り返して支援する。
- ・個別支援計画にもとづいたきめ細かい支援を行うと共に、家族との連携を

図る。

- ・職員の指導力向上を目指し、職員研修を行う。

<事業計画>

1 生活介護事業

(1) 生産活動・作業支援

受託作業を行いながら、仕事を行っている意識をもち、自分で出来る力、根気強く頑張る力を伸ばしていく。

①受託事業

- ・紙袋の仕上げ作業

受注先：株式会社ハロー・バッグ 羽島郡岐南町若宮地3丁目182-6

作業内容：紙袋の底板入れ・紐通し・紐結び・ビニール袋詰め

タック取り付け・結束・箱詰め等

- ・段ボールの仕上げ作業

受注先：太陽紙工株式会社 養老郡養老町蛇持141

作業内容：段ボールの糊付け・組立・ビニール袋詰め・箱詰め等

- ・ゴム結びの仕上げ作業

受注先：株式会社アイデア 瑞穂市稲里733-1

作業内容：金ゴム結び・不用品の選別・50束結束・500束結束など

②菓子販売・野菜販売

- ・販売を通して、接客の大切さを学び自分でできる力を伸ばしていく。

(各種イベント、地区の祭り、ふれあいフェスタ、南小(参観)・中小(参観)・巢南中・PTA行事、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、悠喜園、あいあいマーケット、すみれの家、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜市)

- ・販売促進の為、社協だよりや回覧板を用いて自主製品のPR活動を行う。

③自主製品

- ・プリント製品

内容：瑞穂市のマスコットキャラクター「かきりん」をプリントしたバックやTシャツの製造・販売。

行政やボランティア団体等からの受注プリント製品の製造・販売

(2) 社会参加

①体験学習(年3回)

- ・公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②音楽療法(毎月)

- ・活動を通して音楽の楽しさを広げ、情操を豊かにする。

③地域の方々との交流

- ・地域交流会を開催し、地域の方々にすみれの家をより知ってもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。(5月26日(日)にすみれフェスティバル開催予定)
- ・小・中学校との交流(職場体験、地域のイベント、小学校との交流等)

(3) 生活支援

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理(月1回)

②生活習慣

- ・あいさつ、手洗い、歯磨きや身だしなみを気に掛ける。
- ・自分からできる最後までやりきる力を伸ばしていく。

2 就労継続支援事業B型

(1) 職業支援・就労に向けて

①菓子製造

- ・製造を通して仕事としての意識を高く持ち、製造から販売と自分の仕事の意味を知り仕事の大切さを感じながら、就労に向けて関心を高めていく。
(各種イベント、地区の祭り、ふれあいフェスタ、南小(参観)・中小(参観)・巢南中・PTA行事、おんさい広場、庁舎、もやいの家、サンビレッジみずほ、悠喜園、あいあいマーケット、すみれの家、JIC、くつろぎカフェ・認知症カフェ・喫茶「あさ」・駅南金曜日)
- ・販売促進の為、社協だよりや回覧板を用いてPR活動を行う。

(2) 社会参加

①体験学習(年3回)

- 公共の場でのその場に応じた対応ができるようにする。

②地域の方々との交流

- ・地域交流会を開催し、地域の方々にすみれの家をより知ってもらう機会を作りボランティアさんや地元自治会の交流に繋げていく。(5月26日(日)すみれフェスティバル開催予定)
- ・小・中学校との交流(職場体験、地域のイベント、小学校との交流等)

(3) 生活支援

①健康増進・健康管理

- ・体力づくりや健康管理に努め、看護師による体調管理。保護者や嘱託医師との連携を行っていく。体重等の記録・管理(月1回)

②生活習慣

- ・衛生面を自ら意識し基本的な生活習慣を身につける。

3 その他

(1) 送 迎：希望者のみ自宅又は拠点送迎を行う。車両3台使用

(2) 給料支給：支給日 毎月21日

賞 与 年2回

調整工賃（4月1日から翌年3月31日の間において、支払いが必要な工賃の額に残余がある場合に支払うものとする。）

- ・受託作業収入と販売収入の純利益（売上～諸経費を差し引いた額）
- ・個別の作業時間支給とする。（毎月収入によって変動）